

第524回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和7年10月15日(水) 午後3時30分～午後4時10分

場 所 名古屋合同庁舎2号館3階 共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、丹下賃金調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(2) その他

議 事

白川賃金指導官

審議会の開催にあたり事務局よりご案内いたします。本日の審議会は報道機関等の冒頭の撮影特定最低賃金答申文手交時の撮影を予定しております。

審議会の開会は冒頭の撮影終了後といたします。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

白川賃金指導官

それでは冒頭の撮影が終了しましたので、ただ今から第524回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。以降着座にて失礼いたします。

本日の資料につきましては、会議次第にあわせまして資料目次記載の 1 から 4 の資料をお配りしております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、中山徳良会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

中山会長

皆様こんにちは。ただ今より第524回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局

は、委員の出欠状況について報告してください。

白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は渡辺道彦委員が欠席され 4 名のご出席、労働者代表委員は寺田昭委員が欠席され 4 名のご出席、使用者代表委員は 5 名全員がご出席となっております。

本日は 13 名の委員がご出席されているため、委員総数の 3 分の 2 以上となり最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告いたします。

中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がございました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題（1）「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。2 業種に係る特定最低賃金の改正決定について審議を行います。

本年度の特定最低賃金の改正決定については、既に全ての専門部会で結審し、各部会長からいただいた改正決定に関する報告書を、本日の資料 1 及び 2 としてお手元にお配りしております。

事務局から、各部会長からの報告書の読み上げをお願いいたします。

佐野賃金課長

着座にて失礼いたします。資料 1 から読み上げさせていただきます。

令和 7 年 10 月 14 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会

部会長 中山 徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 5 日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別 紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、項目の1、2、3、5については、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,175円

6 効力発生の日

令和7年12月16日

別添の委員名の読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、資料No.2を読み上げさせていただきます。

令和7年10月9日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別 紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

なお、資料1と同様に、項目の1、2、3、5については、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみを読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,146円

6 効力発生の日

令和7年12月16日

別添の委員名の読み上げは、省略させていただきます。

以上です。

中山会長

次に、それぞれの専門部会における審議経過につきまして、各部会長から簡単にご報告をお願いいたします。

最初に、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会についてですけれども、私が部会長でしたので私の方から審議経過について報告させていただきます。

中山部会長

本年度の愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会は、本年8月5日に改正決定の諮問を受けまして、それ以降計3回開催いたしました。

この間慎重に調査、審議を行ってまいりました。最初は双方の金額主張に大きな開きがございましたけれども、審議の過程で相当の賃上げ率など労使双方からもデータの提供がございまして、そういうものを見ながら、また、この業界の採用状況などのお話を伺いました。

そういうことで審議を行いまして、労使双方で調整していただきまして、最終的に10月14日に開催いたしました第3回専門部会において、労使双方のご理解をいただきまして、引上げ額64円、時間額1,175円ということで全会一致となりました。また、効力発生日は令和7年12月16日となりました。以上専門部会長として報告させていただきます。

中山会長

それでは、続きまして、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会、長谷川部会長からお願ひいたします。

長谷川部会長

部会長の長谷川です。本年度の愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は、本年8月5日に改正決定の諮問を受けまして以降計3回開催いたしました。

この間、労使双方で慎重に調査審議を行って、当初は双方の金額の主張には大変大きな開きがありました。その後双方から資料等の提出があり審議を継続し、愛知県の春闘の賃上げ率、輸送用機械器具につきまして、それから当年の物価の上昇が継続していること、さらには価格の転嫁については十分ではないかもしれないけれども、その交渉がなされている、そういう状況を考慮して、第3回の専門部会におきまして公益からの考え方をお示しし、労使双方のご理解をいただき、最終的に引上げ額65円、時間額1,146円ということで全会一致となりました。また、効力発生日は令和7年12月16日となりました。以上専門部会長としてご報告さ

せていただきます。

中山会長

ありがとうございました。ただ今、ご報告いただきました内容について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(質問等なし)

中山会長

よろしいでしょうか。それでは、改正特定最低賃金額について審議を行います。

各専門部会の審議結果を表にした、資料 4、令和 7 年度特定最低賃金専門部会審議結果表及び両部会長からの審議経過の報告のとおり、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金及び愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金は、いずれも全会一致による決定となっております。本審議会においても両業種について全会一致としたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

中山会長

はい、ありがとうございます。専門部会報告書の内容につきまして、本審議会の結論がすべて得られましたので、答申文(案)をお示しいたします。

事務局で準備いたしますので少々お待ちください。

(答申文(案)会長が確認)

(各委員に答申文(案)を配付)

中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは事務局から答申文(案)の読み上げをお願いいたします。

佐野賃金課長

読み上げさせていただきます。

(案)

令和 7 年 10 月 15 日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山徳良

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年8月5日付け愛労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

別紙1及び2については、冒頭の改正決定に係る一文を除き、各専門部会報告書とのものとなりますので、読み上げは省略させていただきます。答申文(案)は以上です。

中山会長

ただ今、事務局より答申文(案)を読み上げていただきましたが、これでよろしいでしょうか。

(承 認)

中山会長

はい、ご異議がありませんでしたので、小林労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の準備をお願いいたします。お待ちください。

(答申文準備)

中山会長

それでは、これから答申文を小林労働局長へお渡ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤主席賃金指導官

撮影される方は指定の位置までご移動ください。

(答申文手交)

(写真撮影)

佐藤主席賃金指導官

それでは、写真撮影が終わりましたので指定の位置までお戻りください。

(答申文(写)配付)

中山会長

ここで、小林労働局長から答申に対するご挨拶がございます。よろしくお願ひいたします。

小林労働局長

ただ今、愛知県の特定最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

鉄鋼業及び輸送用機械器具製造業の特定最低賃金の改正決定につきましては、本年8月5日に諮詢をさせていただいて以降、公労使各委員の皆様方には真摯かつ非常に精力的にご審議を重ねていただきまして、中山会長をはじめ公労使各委員の皆様方の多大なるご尽力に心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

答申をいただきました2業種の最低賃金につきましては、今後異議申出の手続きを経て、12月16日発効に向けてしっかり手続を進めてまいりたいと思っております。

それとともに、周知・履行確保につきましても、労働局を挙げて全力で取り組んでまいりたいと思っております。その際には、委員の皆様方にも周知などのご協力を是非賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、引き続き私共の行政に対して一層のご指導、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。皆様方の本当に真摯なご尽力に対しまして、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。簡単ではございますけれど、お礼の挨拶とさせていただきます。

中山会長

ありがとうございました。ここで、本年度の特定最低賃金の改正について、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

松村委員

労働者代表の松村です。審議のまとめとして少し発言させていただきます。

まず、特定最低賃金2業種の金額改正について真摯な議論をいただきましてありがとうございます。結果としては、2業種とも地域別最低賃金の引上げ額63円を上回る結果を全会一致で結審できることはよかったですというふうに受止めております。

また、議論のポイントとなる春の賃上げの交渉の結果、あと県内中小企業の経営状況、価格転嫁の状況など、昨年以上に労使とともにデータを提示し審議が行われたと、専門部会の委員より伺っております。この点についても、データに基づく議論がさらに前進したのではないかと受け止めていますし、来年度以降につきましても継続ができればと思っております。

一方で我々としましては、5業種において特定最低賃金の金額改正の申出をしましたが、審議に至らなかった業種も3業種ありました。いずれの業種も労働力人口が減っている中、優秀な人材の確保をするためにも、産業で働く魅力や労働条件を向上させていく必要があり、我々は特定最低賃金を設定し、産業全体で賃金水準を引き上げていくことも重要なアイテムの一つだというふうに思っておりますが、使用者側と我々との意見の合意が見られなかったということで、金額改正までは至っておりませんでした。産業で働く魅力や労働条件を向上させることの重要性については、労使の共通認識かと思いますので、審議会の場だけではなくて別の形でも労使で議論させていただければなと思っております。

あと、次に価格転嫁の中小支援についてあります。日本経済の好循環のためには中小企業も含めた持続的な賃上げの実現が重要であり、そのためにも価格転嫁をさらに進めていくことが最も重要だというふうに考えております。引き続き行政と労使でさらに取り組みを進めていかなければならぬと思っております。

また、中小企業への支援策ですが、まずは県内すべての中小企業に情報を周知することが重要かと思っておりますし、支援制度の使いづらさ、使えない理由は今年度の議論でも出ていたかと思いますので、行政においてはそういう声を積極的にお聴きいただき、生きた支援に改善していただくようよろしくお願ひいたします。

あと、最後に長期間にわたり真摯な議論をしていただきました公益委員の皆さん、使用者代表委員の皆さんには感謝をするとともに、スムーズな進行をしていただいた事務局の皆さんに感謝を申し上げ、簡単ですけれどもまとめの言葉とさせていただきます。どうもありがとうございます。

中山会長

ありがとうございました。続きまして使用者代表委員の方からお願ひいたします。

岡安委員

岡安でございます。特定最賃の改定にあたりまして皆様にご協力いただきましてありがとうございます。特に労働者側のご協力なくして全会一致を迎えられなかつたと思います。議論を例年以上にしっかりと出来たものというふうに認識してございます。ありがとうございました。

特定最賃につきましては、一定の役割を果たしているというのが我々使用者側の認識でござ

います。ですので、すぐにどうこうという話ではないのですけれども、現状としては経過的処置としての審議になっていたというのが今年の使用者側の委員のみんなの認識でございます。

特定最賃につきましては、労使イニシアティブで改正を行うというのが原則でございますので、この原則を考えますと、労使で合意ができる水準にしなければ意味がないなどということで、それを考えて全会一致になるように我々特定最賃の委員一同、審議については臨んでいたというところでございます。実際現状の物価高を背景に非常に高い賃上げが進んでいるところで、それに合わせて地域別最賃も特定最賃も両方とも大きな引上げが出来ているということなのですけれども、これはやっぱり特定最賃が今まであった物価が安定していた状況と大きく環境が変わってございます。こういった環境変化を踏まえて、一定の役割を果たした現状の特賃につきましては、使用者側委員及び使用者側推薦団体の全体での認識としましては、廃止の方向の検討をしていくべき時期に入っているのではないかというふうな認識で一致してございます。

この後につきましては、先ほど労働者側委員もおっしゃっていましたとおり、産業の魅力を上げていくということは、これは間違いなく労使でやっていくべきことですし、労働条件の改善につきましても、使用者側としましても引き続きやっていく。ただ、その方法論としまして、最低賃金だけでいいのか、他の方法がいいのか、そういったところをしっかりと議論して、話し合ってやっていくべきことかなと認識してございますので、また、継続した労使での議論をしていくって、この地域の産業がより良くなっていくようなことに繋がっていけばなと思ってございます。

ちょっと全体としての話になるのですけれども、支援策につきまして、地域別最賃が決定した9月に入りまして、助成金が一つ大幅に緩和されたと、行政のご配慮がいただけたことで大変ありがたいなと思ってございます。ただ残念ながら、まだまだ中小の皆さんにはそこまでしっかりと手続をする余力がないところも多数ございます。先ほど労働者委員から頂いたとおり、しっかりと使えるものにしていただくには、手続の面での支援というのも、具体的には手続き代行とかといったようなことも、しっかりと支援をしていかないと、なかなか使えない要素が多数あるかと思いますので、そういった踏み込んだ支援を今後頂けると、ここの当地の各企業の皆さんのしっかりとした支援に踏み切れる、そういうふうに舵を切っていかなきゃなと思ってございます。

また、税制とか社会保障の面につきましても、今年税制の改革が進んでございます。所得税の方は少し変更があったようですけれども、依然として社会保険のいわゆる106万円の壁というのは、逆に今後撤廃されていった結果、働き方によっては手取り額が減ってしまうことが予想されます。そうしますと、この最低賃金を含め、賃上げに労働者が求めることは、我々の認識としましては手取りの賃金を増やすことであると思ってございますし、使用者側としましては、何とか手取りの賃金をいかに増やすか、働いた皆さんに直接賃金が行き渡るような、こんなことをして、こんなふうにしていきたいという気持ちで賃上げをしてございます。これは途中のいろんな議論の中でも労使で共通して求めることではないかなと思ってございます。

ですので、労使でしっかりと努力して増加した賃金、労働者の皆さんのが頑張って働いていただいて、しっかりと経営の舵を取って、その結果として賃金が上がる。最終的に手取りが

増えるかというと、これは行政の制度のことについても、具体的に申し上げると税、社会保障などの労働者の負担の引き下げなど含めてご検討をいただくと、大変我々労使が頑張った結果が労働者に渡るようになって、ありがたいなと思ってございます。

そのうえで安心して暮らせる社会保障制度というのも大変重要なことでございます。こういったことも配慮したうえで、行政からの支援としましては、助成金ですとかそういったものに加えて、税、社会保障など手取りに関してご検討もいただけすると大変ありがたいなと思ってございます。また、引き続き当地の産業の発展につながるような、そういった議論ができればなと思ってございますので、また関係各所様には、ご協力いただくようよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

中山会長

はい、ありがとうございました。

答申を終えましたので、公益委員を代表いたしまして、私から一言ご挨拶させていただきます。申し訳ないですけれども、座ったまま失礼いたします。

まだ、異議審が残っていますけれども、一段落ついたということで、ご審議いただきまして大変ありがとうございました。特に部会で委員として審議にあたられた方々には、厚くお礼申し上げます。

いろいろ困ったこともございましたけれども、本年度は労働者側及び使用者側からいろいろサゼスジョンいただきまして、我々公益も何とか進められて大変ありがたいことに全会一致の結論を得られたということで、労働者側、使用者側の委員の方に大変感謝申し上げます。

先ほど話にも出ましたけれども、本年度も労使双方からいろいろな数字データが出てまいりまして、それに基づいて話ができたと、昨年度よりもより深い話が出来たのではないかと思っています。私は委員になって9年目になるのですけれども、9年前のことを思い出すと最近は、数値に基づいた議論が出来ているのではないかと思います。それとともに委員になられた方の各業種を代表される方々が発言されて、業界の内情などを本審議会の中で発言していただけるようになったことも、非常に良かったことなのではないかと思っています。

勿論交渉なので、データに基づいた議論だけでは出来ないところもございますけれども、その点につきましては、労働者側、使用者側に大変調整をいただきました。その点につきましても併せて感謝したいと思います。

本年度は本当に、申し上げましたように異議審が残っておりますけれども、例年ないということなのでおそらくこれで終わりではないかと思いますけれども、今年度お疲れ様でございました。ありがとうございました。

中山会長

それでは、今回の答申を踏まえた今後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

説明させていただきます。愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示については、本日を公示日とし、本年10月30日（木）までの間、答申要旨を公示します。

この期間に異議申出があった場合には、愛知労働局長は愛知地方最低賃金審議会に対し意見を求めることになります。本年10月31日（金）当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催することになります。

本年10月30日（木）までの15日間に異議申出がなかった場合には、官報による公示の手続に入ります。官報の公示を本年11月14日（金）に予定し、30日経過後の本年12月16日（火）を指定日として効力発生となることを予定しています。以上です。

中山会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何かご質問等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に議題（2）「その他」に入りますが、各側から何かございますでしょうか。

（特になし）

中山会長

事務局から連絡等ありますでしょうか。

佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。次回の開催につきましては、先ほどご説明いたしました日程により手続きを進め、異議の申出があれば10月31日に審議会を開催させていただき、異議の申出がなければ改めて各委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

中山会長

以上をもちまして本日の審議は、全て終了いたしましたので、第524回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和7年10月15日)第524回愛知地方最低賃金審議会 議事録